

**江津市優良工事等表彰要領**  
**(優良工事・優秀建設技術者・特別表彰)**

(目的)

第1条 この要領は、江津市建設部門、経済部門及び上下水道部門（以下「江津市」という。）が発注した工事の中から、優良な工事、優秀な建設技術者及び建設業者（以下「表彰対象者」という。）を表彰することにより、建設業者相互及び建設技術者相互の啓発を図り、建設技術の向上及び発展に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設業者 建設業者のうち江津市が発注した工事に係る請負契約の相手方となった団体。
- (2) 建設技術者 江津市が発注した工事における監理技術者、主任技術者
- (3) 工事等 江津市が発注し前年度に完成した工事

(表彰の種類)

第3条 表彰の種類は、次の各号に掲げる各部門（工種）とする。

- (1) 優良工事表彰 土木部門（①道路 ②河川 ③都市計画 ④その他）  
建築部門（①建築 ②設備）  
農林水産部門（①農業土木 ②森林土木 ③漁港漁場）  
上下水道部門（①上水道 ②下水道）

- (2) 優秀建設技術者表彰
- (3) 特別表彰

2 表彰は、次の各号に定める事由に該当する建設業者及び建設技術者の中から、他の模範となると認められたものに対して行うことができる。

- (1) 工事の成績が優秀であったもの
- (2) 工事に関して新技術の導入、新たな技術的提案及び創意工夫を積極的に行い、工事の能率の向上に顕著な成果を上げたもの
- (3) 困難な条件を克服し工事を円滑に施行したもの
- (4) 工事の施行に当たり環境対策、安全対策等を徹底し、地域との積極的な協調を図ることにより建設事業のイメージアップに貢献したもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、災害時等における他の模範として推奨すべき功績を挙げたもの

(表彰権者)

第4条 この要領に基づく表彰権者は、市長とする。市長は、前条第2号各号に掲げる事由

に該当するもののうち、その功績が特に顕著であったものに対して市長表彰を行う。

(市長表彰の推薦)

第5条 建設部門各課長、上下水道部門各課長及び農林水産課長（以下「課長等」という。）は、所管する工事の内から表彰対象者を選考するため、別記「江津市優良工事表彰選考基準」（以下「選考基準」という。）等に基づき内容を審査のうえ、特に優良と認められるものを市長表彰の表彰対象者として選考し、別紙(1)～(3)「江津市優良工事表彰選考調書」（以下「選考調書」という。）を作成する。

2 課長等は、土木建設課長に、市長表彰の表彰対象者を選考調書に関係書類を添えて推薦する。

(選考委員会)

第6条 土木建設課長は、江津市優良工事等表彰選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置し、前条第2項に基づき市長表彰の推薦があった表彰対象者について、選考基準等に基づき選考し、別紙(4)により市長に上申するものとする。

2 選考委員会は、江津市優良工事等表彰選考委員会設置要領に基づき構成する。

3 選考委員会は、構成員の1/2以上の出席により成立する。ただし、委員長が認めたときは、議案の回議によって選考委員会の審議に替えることができるものとする。

(表彰)

第7条 市長は、選考委員会の上申に基づいて、表彰対象者を決定し、市長表彰を行う。

(表彰の除外及び表彰の取り消し)

第8条 市長は、建設業者及び建設技術者が表彰するにふさわしくないと認められた場合は、表彰を行わない。

2 市長は、表彰対象者が表彰の決定日から表彰日までの期間において、選考基準の表彰の除外に該当したときは、表彰を取り消す。

3 表彰権者は、この要領により表彰となった優良工事において、当該工事等に係る瑕疵の修補又は損害賠償請求事案が発生したとき並びに法令違反等により処分を受けたときは、表彰を取り消す。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。